

議案第 38 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が一部改正されたことにより、個人番号カードの再発行手数料に係る規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 12 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。